

平成24年10月24日(水)

千葉労働局発表

千葉労働局労働基準部賃金室
室長 吉田 章市
室長補佐 清野 聡
電話043-221-2328

平成24年度千葉県特定最低賃金の改正決定について ～7業種についてそれぞれ6円から8円の引上げが答申されました～

- 1 わが国の最低賃金制度は、昭和34年発足以来、社会情勢の変化に即しつつ推進が図られ、千葉県においても千葉県最低賃金(時間額756円 平成24年10月1日発効済)とは別に7業種の産業について特定最低賃金が定められております。

本年度も千葉地方最低賃金審議会(会長 赤田 靖英)において審議が行われ、同審議会は千葉労働局長に対し7業種の特定最低賃金について改正を要するとの答申を行いました。その後、順次特定最低賃金額についての審議を重ね、10月24日の「千葉県調味料製造業」「千葉県はん用機械器具、生産用機械器具製造業」「千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」及び「千葉県自動車(新車)小売業」を最後に、7業種すべての特定最低賃金額改正が答申されました。

今後、この答申内容について、異議申出などの諸手続きを経た後、本年12月25日から金額が改正される予定です(別添「千葉県特定最低賃金改正決定について」参照)。

- 2 千葉労働局では「必ずチェック最低賃金!使用者も、労働者も」をキャッチフレーズとして、千葉県最低賃金額及び特定最低賃金額の周知徹底を図るため、ポスターの掲示、リーフレットの配布、各種会合を通じての広報など、県内の事業主及び県内で働く労働者への周知・広報活動を行い、これと並行して最低賃金の履行確保を目的とした指導を展開することとしています。

3 改正のポイント

千葉県特定最低賃金額がそれぞれ6円から8円引き上げられること。 改正される7業種の特定最低賃金の発効日は平成24年12月25日となる予定であること。

千葉県特定最低賃金改正決定について

千葉県労働局

下記産業の事業場で働く労働者に適用される7業種の特定最低賃金が下記のとおりとなります。

支払賃金を最低賃金と比較する場合、賃金から精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜勤務手当、賞与及び臨時の賃金は除外します。

業種	改正額(時間額)	発効予定日	改正前(時間額)	引上げ額	
特定最低賃金	調味料製造業	817円	平成24年12月25日	810円	7円
	鉄鋼業	857円	平成24年12月25日	850円	7円
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	833円	平成24年12月25日	827円	6円
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	836円	平成24年12月25日	829円	7円
	計量器・測定器・分析機器、試験機、測量機械器具、理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	819円	平成24年12月25日	812円	7円
	各種商品小売業	795円	平成24年12月25日	788円	7円
	自動車(新車)小売業	827円	平成24年12月25日	819円	8円

(参考)	改正額(時間額)	発効日	改正前(時間額)	引上げ額
千葉県最低賃金	756円	平成24年10月1日	748円	8円